



ます。しかし、既往債による公債費のピークが平成21年度となつていることから、7年度以内に実質公債費比率を18%未満とすることは極めて難しい状況であります。したがって、平成18年度から平成27年度までの10力年の計画期間とするものです。

3 財政状況の見直し

(1) 既往債の状況
有珠山噴火災害による砂防施設整備に伴う、公営住宅移転建設事業の起債23億円の元金償還が平成20年度から償還開始とな

るため、既往債における公債費のピークは平成21年度となり、実質公債費比率もそれを境に下降します。

(2) 計画期間中における財政状況や地方債等の見直し等

歳入確保や捻出方法

地方税については、平成15年度以降ほぼ横ばい状況であり、地方交付税は平成17年度に増額していますが、国の行政改革などによる大幅な見直しなどにより今後の増額は見込めない状況にあり、歳入の確保として、町税・税外収入の滞納整理強化の推進、各公共施設等使用料の見直しなどの取り組みを進めます。

歳出削減の内容

歳出の削減に関しては、以下の取り組みを進めます。

- ・特別職報酬の削減
- ・職員給与、時間外勤務手当の削減
- ・職員退職による欠員の不補充
- ・議員定数の削減（合併協議による減）
- ・事務経費の節減（事務用品の節約、事務機器の合理化）
- ・施設維持管理経費の節減

- ・町内各種団体の一元化などによる補助金の縮減
- ・特別会計における料金改定などによる繰出金の削減（上下水道料金、国民健康保険料の改定を検討）
- ・普通建設事業の抑制（新規事業の抑制及び継続事業の見直しによる延期など）

針

平成19年度以降の普通建設事業は、継続事業を中心とし、新規事業においては緊急性・必要性を勘案しながら、実質公債費比率の早期低減化に向け抑制に取組み、今後の地方債発行についても同様に抑制を図っていくとともに、交付税算入措置のある有利な起債の利用を図ります。

計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策として、上記による財政状況の健全化を図るとともに、地方債の発行を抑制し実質公債費比率の適正な管理に取り組みます。
実質公債費比率の見直し等
今後の実質公債費比率の見直しについては、平成20年度をピークに減少し、平成27年度では16.2%となる見込みです。

〔実質公債費比率の将来推計（平成19年度改訂）〕

	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	第5年度 (平成22年度)
実質公債費比率の見込み（単年度）	30.0%	31.1%	31.1%	30.3%	29.0%
実質公債費比率の見込み（3力年平均）	28.5%	28.6%	30.7%	30.8%	30.1%

	第6年度 (平成23年度)	第7年度 (平成24年度)	第8年度 (平成25年度)	第9年度 (平成26年度)	第10年度 (平成27年度)
実質公債費比率の見込み（単年度）	24.8%	19.2%	17.8%	17.2%	16.2%
実質公債費比率の見込み（3力年平均）	28%	24.3%	20.6%	18.0%	17.0%